

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	防災再開発促進地区の区域内における避難経路協定の認可	
根 拠 法 令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
根 拠 条 項	第289条第4項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (避難経路協定の締結等)</p> <p>第289条 防災再開発促進地区の区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者(土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号。第293条第2項において「大都市住宅等供給法」という。)第83条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、火事又は地震が発生した場合の当該土地の区域における避難上必要な経路(以下この章において「避難経路」という。)の整備又は管理に関する協定(以下この章において「避難経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。</p> <p>2 避難経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 避難経路協定の目的となる土地の区域(以下この章において「避難経路協定区域」という。)及び避難経路の位置</p> <p>(2) 次に掲げる避難経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの</p> <p>イ 前号の避難経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日(休日を除く・休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	設定しない (これまで先例がなく、今後も申請が見込まれないため)
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)

<p>審査基準</p>	<p>基準</p>	<p>基準</p> <p>ロ 前号の避難経路における看板、さくその他の避難上支障となる工作物の設置に関する基準</p> <p>ハ 前号の避難経路にその敷地が接する工作物（建築物を除く。）の位置、規模又は構造に関する基準</p> <p>ニ その他避難経路の整備又は管理に関する事項</p> <p>(3) 避難経路協定の有効期間</p> <p>(4) 避難経路協定に違反した場合の措置</p> <p>3 避難経路協定においては、前項各号に掲げるもののほか、防災再開発促進地区の区域内の土地のうち、避難経路協定区域に隣接した土地であって、避難経路協定区域の一部とすることにより避難経路の整備又は管理に資するものとして避難経路協定区域の土地となることを当該避難経路協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下この章において「避難経路協定区域隣接地」という。）を定めることができる。</p> <p>4 避難経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。（避難経路協定の認可）</p> <p>第291条 市町村長は、第289条第4項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第289条第2項各号に掲げる事項（当該避難経路協定において避難経路協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該避難経路協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 市町村長は、第289条第4項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該避難経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、避難経路協定区域である旨を当該避難経路協定区域内に明示しなければならない。</p>
-------------	-----------	--